

論点等説明シート

事業名	居住支援協議会等活動支援事業	担当部局庁	住宅局
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>住まいは生活の基盤であるにも関わらず、住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・生活困窮者等）の民間賃貸住宅への入居にあたっては、様々な理由により賃貸人が拒否感を有しており、住まいの確保が困難となっている。加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、住まいの確保に関する問題は深刻化している。</p> <p>そのため、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や住宅確保要配慮者に対する居住支援等を含む住宅セーフティネット制度を創設し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進している。</p> <p>「居住支援協議会等活動支援事業」については、住宅確保要配慮者の円滑な入居を一層促進するため、居住支援協議会や居住支援法人等による居住支援活動等に対して支援することとしている。</p>		
論 点	<p>①「居住支援協議会を設立した市区町村による人口カバー率」を成果目標としており、市区町村の居住支援協議会の設立が促進されるよう、重点的に支援するべきではないか。</p> <p>②居住支援活動は民間事業であり、立ち上げ時の支援に重点化し、指定後の経過年数に応じて補助額を減少させるなど、配分方法等を見直すべきではないか。</p> <p>③住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況や、住宅確保要配慮者の入居実績、相談件数等、居住支援活動に関する適切なアウトカムを設定するべきではないか。</p>		